

## 感染拡大防止のために

(2020年2月27日現在)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う本施設の対応について

### 【職員について】

出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう）や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を行わない。

過去にこれらの症状が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意する。

### 【お子さまについて】

本施設への登園に当たっては、登園前に、子ども家族または職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう）や呼吸器症状が認められる場合には、利用を断る取扱いとします。

過去にこれらの症状が認められた場合にあっては、解熱後 24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。

なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該 子どもの健康状態に留意します。

以上、厚生労働省見解「保育所等における感染拡大防止のための留意点」により対応します。

社会福祉法人岳瑛理事長 平田裕章

※なお、緊急の対応が必要になった場合、最新の方針はHPに掲示します。